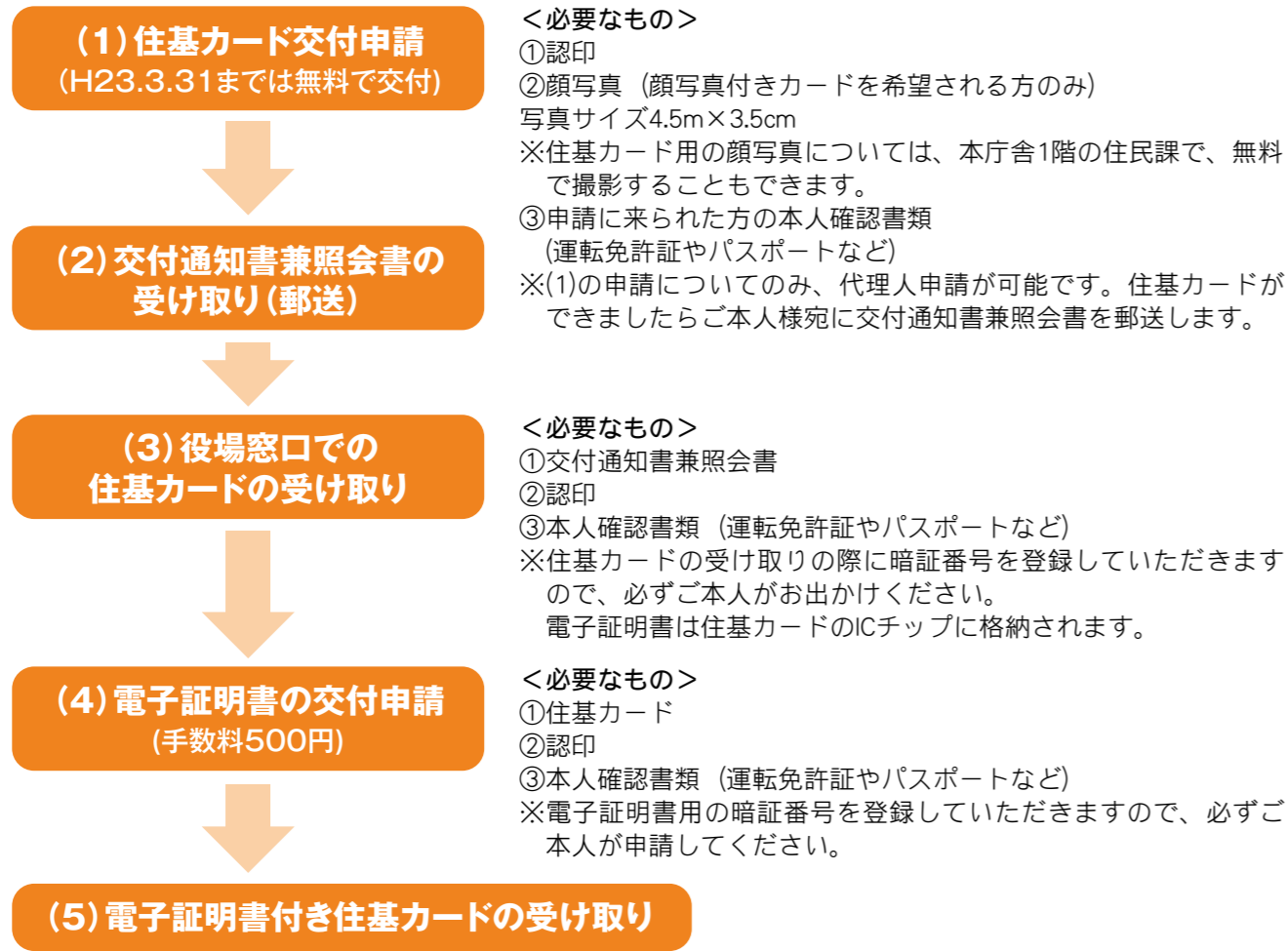


# e-Taxで確定申告される方は 電子証明書付き住基カードの申請をお早めに!

インターネットを使った国税電子申告・納税システム「e-Tax」で確定申告をするには、電子証明書付き住民基本台帳カード（住基カード）が必要です。伯耆町ではこのカードの交付に、2週間程度の期間がかかりますので、お早めに申請してください。

※電子証明書の有効期限は3年間です。期限が切れるとe-Taxによる電子申告ができませんので、平成19年以前に電子証明書を作られた方は、更新手続きが必要です。

## ◎電子証明書付き住基カードの申請から受け取りまでの流れ



<必要なもの>

- ①認印
- ②顔写真（顔写真付きカードを希望される方のみ）  
写真サイズ4.5m×3.5cm  
※住基カード用の顔写真については、本庁舎1階の住民課で、無料で撮影することもできます。
- ③申請に来られた方の本人確認書類（運転免許証やパスポートなど）  
※(1)の申請についてのみ、代理人申請が可能です。住基カードができましたらご本人様宛に交付通知書兼照会書を郵送します。

<必要なもの>

- ①交付通知書兼照会書
- ②認印
- ③本人確認書類（運転免許証やパスポートなど）  
※住基カードの受け取りの際に暗証番号を登録していただきますので、必ずご本人がお出かけください。  
電子証明書は住基カードのICチップに格納されます。

<必要なもの>

- ①住基カード
- ②認印
- ③本人確認書類（運転免許証やパスポートなど）  
※電子証明書用の暗証番号を登録していただきますので、必ずご本人が申請してください。

### ◎その他

電子証明書付きではない住基カードをすでにお持ちの方で、新たに電子証明書の機能を付けたい場合や期限切れによる更新手続きの場合は、(4)の申請から手続きをしてください。

### ◎申請・受け取り場所

○本庁舎 住民課 ○溝口分庁舎 なのはな生活課

平成23年3月末までは、  
申請も写真も無料  
(ただし、電子証明書は500円必要)



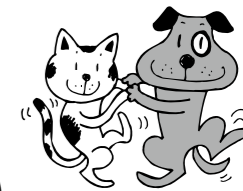
### 住民基本台帳カード(住基カード)って?

市区町村で交付される安全性に優れたICカードのことです。有効期間は10年間です。「写真付き住基カード」と「写真なし住基カード」の2種類があり、どちらかを選択できます。特に「写真付き住基カード」は、運転免許証などと同様に公的な身分証明書として利用できて便利です。銀行口座を新規開設する時など、本人確認が必要な時の身分証明になります。

【問い合わせ先】住民課 ☎68-3115

## マナーを守って飼いましょう

最近、ペットの飼い方について、苦情や相談が増えています。  
ペットはマナーを守って飼いましょう。



### 犬の飼い主のみなさんへ

- ・犬を飼い始めたら役場で登録をしましょう。
- ・狂犬病予防注射を毎年受けましょう。
- ・放し飼いはやめましょう。かまれる事故の多くが、放し飼いされた犬によって起きています。固定物にしっかりつなぎましょう。
- ・散歩の時は必ず手綱をつけ、糞は必ず持ち帰りましょう。
- ・ブラッシングした毛は放置せずに、可燃ごみで出しましょう。
- ・飼い犬が逃げた時は、地域整備課まで連絡をお願いします。

### 猫の飼い主のみなさんへ

飼い猫に不妊・去勢手術を受けさせると性格がおとなしくなり、猫同士のケンカ・交尾などによる伝染病感染や、野良猫の増加を防ぐことが出来ます。子猫が生まれたり困る人、生まれても育てられない人は、不妊・去勢手術を受けさせましょう。

【問い合わせ先】地域整備課 環境整備室 ☎68-5539

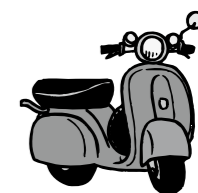
## 原動機付自転車や軽自動車の 名義変更・廃車の手続きはお済みですか

### 手続きは4月1日までに

軽自動車税は、毎年4月1日に軽自動車などを所有している人に課される税です。他人に譲渡した場合や、廃車にした場合でも、4月1日までに名義変更や廃車の手続きが済んでいないと、1年分の軽自動車税を全額納めなければなりません。

トラブルの原因になりますので、確実な手続きをお願いします。

※車種により、問い合わせ・届出先が異なりますので、ご注意ください。



車種	手続きに必要なもの	問い合わせ・届出先
○原動機付自転車 (125cc以下) ○小型特殊自動車 (農耕車など)	名義変更の場合 印鑑・標識交付証明書・譲渡証明書 廃車の場合 印鑑・標識交付証明書 ナンバープレート ※申請書は窓口にあります。 ※どちらの手続きも無料です。	住民課税務室 ☎68-3114 なのはな生活課 ☎62-0711
○四輪軽自動車 ○軽二輪 (126cc~250cc)	右記へお問い合わせください。	鳥取県軽自動車協会 ☎0857-28-7021
○二輪小型自動車 (251cc以上)	右記へお問い合わせください。	中国運輸局鳥取運輸支局 ☎0857-22-4154

※町外へ転出する場合や、所有者が既に亡くなっている場合も、手続きが必要です。

【問い合わせ先】住民課 税務室 ☎68-3114